

基本方針

【基本的な考え方】

本県の教育を取り巻く環境は、コロナ禍の中、人口減少や少子高齢化及び過疎化の進行、高度情報化や国際化の急速な進展、安全・安心への関心の高まり、ライフスタイルや価値観の多様化など急激に変化している。また、東日本大震災及び原子力発電所事故により、浜通り地方を中心に甚大な被害が生じ、災害発生後10年経過した現在でも、休校している中学校が3校、避難先の仮設校舎等で授業を行っている中学校が4校となっている。さらに、令和2年4月1日現在で、県内外へ避難している子供（18歳未満）は、6,492人（県外へ避難した子供の数と県内へ12市町村から避難した子供の数の合計）となっている。長期の避難生活による心身の健康問題などへのきめ細やかな対応や、安全・安心を最優先にした教育活動の展開が今後も極めて重要な取組となる。

我々は、これら社会情勢の変化や未曾有の災害の現状を的確に踏まえながら、ふるさと福島の復興の担い手である子供たちに対して、人間尊重の精神を基盤としながら、困難に直面してもたくましく臨機応変に行動できる「社会を生き抜く力」と「よりよい社会を形成する力」の育成を目指して、学校経営の充実に努めなければならない。また、「学校は、復興のシンボルであり、復興の活力源である」こと、そして、「学校は、命と健康が輝く場所である」ことを肝に銘じ、学校経営の最高責任者としてのリーダーシップを発揮しながら、地域の特質を踏まえた活力に満ちた学校経営に努め、県民の負託に応えていかななければならない。

令和2年5月に策定された全日中新教育ビジョン「学校からの教育改革」の理念と10の提言を受け、今後とも会員の英知を結集して、本県中学校教育の更なる充実・発展を期するものである。

1 活動方針

- (1) 本会の組織と機能を充実し、本会の目的である「中学校教育の振興を図り、本県教育の発展に寄与すること」の達成に努める。
- (2) 校長の学校経営力の向上を図るとともに、十分な情報交換を通して、様々な教育課題の解決に努める。
- (3) 小学校・高等学校及び教育委員会並びに関係諸機関との連携を密にし、諸課題への適切な対応に努める。

※ 各地域の現状や学校の実態に合わせて、災害からの復興に関わる支援を継続する。

2 活動の重点

- (1) 本会の組織と機能を充実し、活動の活性化を図る。
 - ① 各部会と各支会中学校長会が一体となった活動の推進
 - ② 教育改革に伴う諸課題に関する情報収集と適切かつ迅速な対応
 - ③ 各部会の活動の充実及び組織・事業の継続的な見直しと改善
 - ④ 小学校の校長会や高等学校等の校長協会及びP T A連合会等と連携した活動の推進
 - ⑤ それぞれの地域や学校の被災状況に合わせた支援・援助

- (2) 東日本大震災及び原子力災害による被災の現状を的確に踏まえ、将来の復興を担う人材育成に向けて地域の特質を踏まえた特色ある学校づくりに努める。
- ① 学校の自主性・自律性に基づいた創意ある学校経営
 - ② 学校と家庭・地域社会の連携・協力に基づく開かれた学校づくり
 - ③ 生徒の安全・安心を確保できる学校づくりと放射線教育・防災教育の充実
- (3) 学習指導要領の趣旨を踏まえた「社会に開かれた教育課程」の実現に努める。
- ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善
 - ② カリキュラム・マネジメントの充実
 - ③ 生徒の発達の支援, 家庭や地域との連携・協働
- (4) 教育諸条件の整備・充実と教職員の処遇改善を期する。
- ① 諸調査研究を通じた現状・課題の把握と分析
 - 本県独自の施策に関すること
 - 人事に関すること
 - 教育予算に関すること
 - その他教育諸条件の整備に関すること
 - ② 諸課題の解決に向けた対策・活動
 - コロナ禍における教育活動の推進・充実
 - 「教員の働き方改革」宣言への取組